

「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」の 施行状況に係る検討結果について

平成 25 年 9 月
商工労働観光部経営支援課

1 検討の趣旨

特定大規模集客施設（床面積 6,000 m²超の集客施設）が立地した場合、都市構造及び地域社会に与える影響が大きいことから、県では、特定大規模集客施設の立地誘導制度及び地域貢献活動計画提出制度を柱とし、平成 19 年 12 月に「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」（平成 19 年岩手県条例第 75 号、以下「条例」と略称）を制定しているところである。

本条例は平成 20 年 10 月から施行されているが、条例施行から 5 年を迎えることから、「岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会」において、条例及び「特定大規模集客施設立地誘導指針」（平成 20 年 3 月策定、以下「指針」と略称）の施行状況について検討(注)してきたところである。

(注)条例附則第 14 項において、条例施行後 5 年を目途に、条例の施行状況について検討を加える旨規定（規制の新設を行った場合、規制の必要性について、一定期間経過後、廃止を含め見直すとの国の考え方に基づく。）

今般、審議会における検討内容が報告書(※)として取りまとめられたことを受け、県では、この報告書を基に、下記のとおり県の検討結果を整理した。

2 条例施行状況に係る県の検討結果

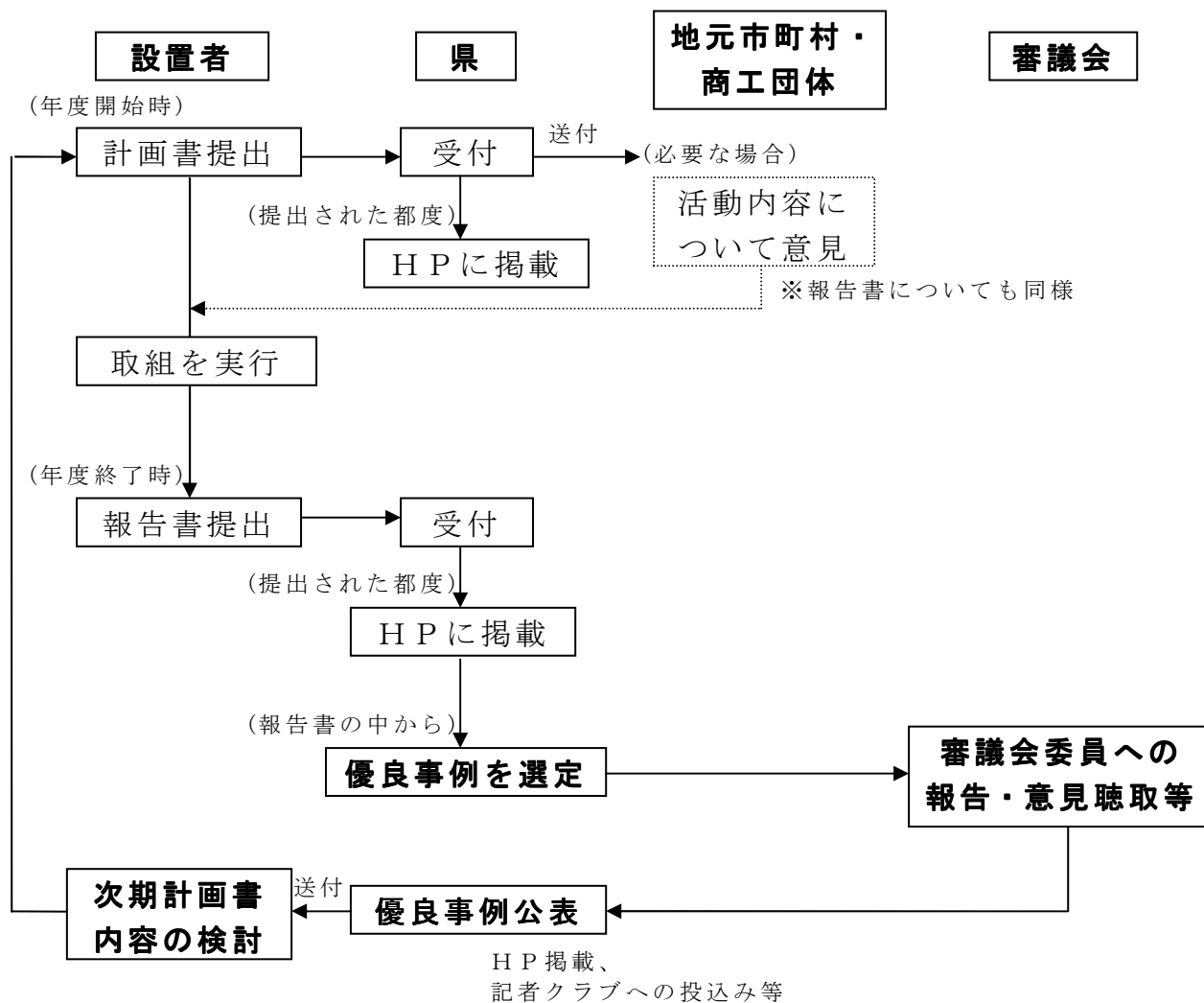
条例施行状況に係る県の検討結果は以下のとおりである（条例及び指針の**改正**は行わないが、**運用**については**一部見直し**）。

- (1) **立地誘導制度について**（特定大規模集客施設の立地を**適切な地域に誘導**）
条例施行後は、「**立地が適切な地域**」への**立地誘導**が概ね**図られており**、条例により**適地誘導の効果**が一定程度表れていることから、当面、**現行のまま制度を維持**することとする。
- (2) **地域貢献活動計画提出制度について**（設置者が行う地域貢献活動の取組内容を地域に周知するとともに、設置者の積極的な取組を促進）
取組内容が抽象的な内容に留まっているもの（「地域商業との連携」等）が多いことから、**運用を見直す**こととする（別紙 1 のとおり）。
ア **重点的に取り組むべき項目**（地元雇用比率等）を設定し、**数値化・具体化**した報告を求める。
イ **特に注目すべき事例**等を県が選定し、**公表**を行う。

※報告書（『特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例』の施行状況検討に関する専門検討委員会報告書）の概要については別紙 2 のとおり。

地域貢献活動計画提出制度に係る運用の見直し

1 優良事例公表の仕組み



2 運用スケジュール

時期	内容
平成 25 年 12 月まで	地域貢献ガイドライン等を改正の上、新運用について設置者に周知
平成 26 年 4 月から	新運用開始（新様式による書面の提出）
平成 27 年 5 月頃	平成 26 年度分の報告書から優良事例を選定・公表

※実際の提出状況を勘案しながら、運用については随時見直しを行う。

専門検討委員会報告書の概要

1 誘導地域の考え方について（論点①）

※立地誘導制度について検討

- (1) 条例により**適地誘導の効果**が一定程度表れており（都市が無秩序に拡散するような事態は起こっていない）、引き続き**立地誘導制度を存続**させることが望ましい。
- (2) ただし、「立地が適切な地域」は市町村の土地利用計画を基に判断するため、仮に市町村が郊外への商業集積を土地利用計画に位置付けるのであれば、県が施設の立地に異を唱えることは難しい。
⇒市町村の土地利用計画と連携することにより条例が十分な効果を発揮するため、市町村における**特定大規模集客施設の配置の考え方等**について、専門検討委員会として**望ましいまちづくりのあり方を示す**ことが必要ではないか（論点③の部分で検討）。

2 地域貢献活動のあり方について（論点②）

※地域貢献活動計画提出制度について検討

- (1) 地域貢献活動の取組内容が抽象的な内容に留まっているものが多く、設置者にとってもどのような取組に重点を置くべきか分かりにくくなっていることから、地域貢献活動に掲げる項目のうち**重点的に取り組むべき項目**を設定し、当該項目について**数値化・具体化**した報告を求めているかどうか。
- (2) 設置者の地域貢献活動に係る取組を促進するため、**特に注目すべき事例**等を県が選定し、**公表**を行うなどの仕組みも有効ではないか。

3 望ましいまちづくりのあり方について（論点③）【提言】

※条例の検討にとどまらず、広くまちづくりのあり方について検討

- (1) 住居地域・商業地域それぞれにおいて、**住宅と商業施設が適切に併存**できるよう、**人の住まい方**を中心にしてまちづくりを考えていかなければならないのではないか（人が住む場所の近くには、ある程度の規模の商業施設は必要）。
- (2) **人の住まい方**を念頭に置いた上で**計画的にまちづくりを進める**ことができるよう、**商業施設を配置すべき地域**及び**適切な規模**等について、市町村の土地利用計画においてあらかじめ**明確にしておく**必要があるのではないか（併せて、**機動的に見直し**を行っていくことも必要）。

⇒本提言の内容については、様々な機会を活用し県から**市町村に対し説明**を行っていく予定